経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -01	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2465-1	109	ろ17-1	保安林	0.0042	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	55	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2465-2	109	ろ17-1	山林	0.2700	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	55						
3	藤枝市西方	2482-1	109	ろ50-0	保安林	0.5001	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	62						
4	藤枝市西方	2491	109	ろ25-0	山林	0.4161	ｽｷﾞ	60						
5	藤枝市西方	2540-1	109	ろ17-2	山林	0.0347	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	54						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -02	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2473-2	109	ろ15-0	山林	0.3990	ｽｷﾞ	61	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2494	109	ろ37-0	山林	0.3980	ｽｷﾞ	50						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -03	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2460-1	109	ろ8-1	山林	0.6476	ｽｷﾞ	52	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2460-2	109	ろ8-2	畑	0.0476	ｽｷﾞ	88						
3	藤枝市西方	2479	109	ろ20-0	山林	0.3613	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	66						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -04	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2481	109	ろ22-0	保安林	0.4783	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	0	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2499-1	109	ろ40-0	山林	0.5706	ｽｷﾞ	91						
3	藤枝市西方	2501	109	ろ50-0	山林	0.1599	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	62						
4	藤枝市西方	2515-1	109	ろ53-0	山林	0.0780	ｽｷﾞ	51						
5	藤枝市西方	2515-2	109	ろ53-0	山林	0.1388	ｽｷﾞ	51						
6	藤枝市西方	2531	109	ろ18-0	山林	0.0304	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	69						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2472	109	ろ14-0	山林	0.3061	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	44	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -06	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2484	109	ろ43-0	山林	0.1008	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	72	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2544-2	109	ろ2-1	畑	0.0063	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	0						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -07	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2492-3	109	ろ27-0	山林	0.3249	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	91	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2492-5	109	ろ29-0	山林	0.0773	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	86						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -08	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	藤枝市西方	2474	109	ろ16-0	保安林	0.3196	ｽｷﾞ	70	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2475	109	ろ9-0	保安林	0.4406	ｽｷﾞ	54						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2478	109	ろ20-0	山林	0.0479	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	66	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1(R05) -11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2459-1	109	ろ5-0	山林	0.0505	ｽｷﾞ	76	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2459-2	109	ろ5-0	山林	0.6251	ｽｷﾞ	76						
3	藤枝市西方	2466-2	109	ろ18-0	山林	0.5821	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	69						
4	藤枝市西方	2483	109	ろ50-0	保安林	0.5613	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	62						
5	藤枝市西方	2495	109	ろ35-1	山林	0.3094	ｽｷﾞ	63						
6	藤枝市西方	2554-2	109	ろ1-0	畑	0.0010	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	藤枝市西方	2324-1	108	ほ50-0	山林	0.5376	ｽｷﾞ	46	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2325-4	108	ほ51-0	山林	0.0961	ｽｷﾞ	69						
3	藤枝市西方	2325-5	108	ほ51-0	山林	0.1080	ｽｷﾞ	69						
4	藤枝市西方	2325-13	108	ほ51-0	山林	0.2363	ｽｷﾞ	69						
5	藤枝市西方	2442	109	ろ4-0	山林	0.2105	ｽｷﾞ	44						
6	藤枝市西方	2443-1	109	ろ4-0	山林	0.8310	ｽｷﾞ	44						
7	藤枝市西方	2443-2	109	ろ1-0	畑	0.4092	ｽｷﾞ	51						
8	藤枝市西方	2451-1	109	ろ1-0	山林	0.1752	ｽｷﾞ	51						
9	藤枝市西方	2451-2-1	109	ろ1-0	山林	0.0161	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						
10	藤枝市西方	2451-2-2	109	ろ1-0	山林	0.2595	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						
11	藤枝市西方	2453-2	109	ろ2-2	山林	0.0119	ｽｷﾞ	58						
12	藤枝市西方	2454	109	ろ2-2	山林	0.0522	ｽｷﾞ	58						
13	藤枝市西方	2455-1	109	ろ5-0	山林	0.2661	ｽｷﾞ	76						
14	藤枝市西方	2458-2	109	ろ4-0	山林	0.4062	ｽｷﾞ	44						
15	藤枝市西方	2461	109	ろ7-0	山林	0.5738	ｽｷﾞ	50						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢
16	藤枝市西方	2464-1	109	ろ5-0	山林	0.0333	ｽｷﾞ	76
17	藤枝市西方	2464-2	109	ろ3-0	保安林	0.5983	ｽｷﾞ	61
18	藤枝市西方	2467	109	ろ9-0	保安林	0.2717	ｽｷﾞ	54
19	藤枝市西方	2468-1	109	ろ3-0	山林	0.0476	ｽｷﾞ	61
20	藤枝市西方	2468-2	109	ろ7-0	山林	0.2380	ｽｷﾞ	50
21	藤枝市西方	2469	109	ろ10-0	山林	0.3176	ﾋﾉｷ	53
22	藤枝市西方	2470	109	ろ10-0	山林	0.3381	ﾋﾉｷ	53
23	藤枝市西方	2471	109	ろ13-0	山林	1.3990	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	44
24	藤枝市西方	2477	109	ろ18-0	山林	0.1781	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	69
25	藤枝市西方	2482-2	109	ろ51-0	山林	0.0684	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	86
26	藤枝市西方	2485	109	ろ45-0	保安林	0.3157	ｽｷﾞ	63
27	藤枝市西方	2486	109	ろ42-0	保安林	0.0902	ｽｷﾞ	91
28	藤枝市西方	2487	109	ろ35-1	保安林	0.3566	ｽｷﾞ	63
29	藤枝市西方	2489	109	ろ13-1	山林	0.5748	ｽｷﾞ	45
30	藤枝市西方	2490-1	109	ろ13-1	山林	0.0340	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	45
31	藤枝市西方	2490-2	109	ろ13-1	山林	0.0175	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	45
32	藤枝市西方	2492-4	109	ろ26-0	山林	0.2991	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	60
33	藤枝市西方	2496	109	ろ34-0	山林	0.2459	ｽｷﾞ	50
34	藤枝市西方	2508	109	ろ21-0	山林	0.1530	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	66

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2476	109	ろ23-0	保安林	0.1659	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	69	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	藤枝市西方	2457-1	109	ろ5-0	山林	0.0148	ｽｷﾞ	76	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2512-3	109	ろ52-0	山林	0.0251	ｽｷﾞ	—						
3	藤枝市西方	2514	109	ろ54-0	山林	0.0390	ｽｷﾞ	56						
4	藤枝市西方	2517-2	109	ろ59-0	山林	0.3682	ｽｷﾞ	81						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	藤枝市西方	2453-1	109	ろ2-2	保安林	0.3758	ｽｷﾞ	58	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2497	109	ろ40-0	山林	0.8155	ｽｷﾞ	91						
3	藤枝市西方	2513-1	109	ろ54-0	山林	0.1133	ｽｷﾞ	56						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	藤枝市西方	2326-1	109	ろ4-0	畑	0.3262	ｽｷﾞ	44	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2488	109	ろ30-0	山林	0.2687	ｽｷﾞ	69						
3	藤枝市西方	2498	109	ろ40-0	山林	0.1279	ｽｷﾞ	91						
4	藤枝市西方	2506-2	109	ろ52-0	山林	0.1999	ｽｷﾞ	—						
5	藤枝市西方	2507	109	ろ21-0	山林	0.0895	ｽｷﾞ	66						
6	藤枝市西方	2517-1	109	ろ58-0	山林	0.2909	ｽｷﾞ	54						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2548-2	109	ろ1-0	畑	0.0171	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2548-3	109	ろ1-0	畑	0.0013	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	藤枝市西方	2473-1	109	ろ16-0	保安林	0.3990	ｽｷﾞ	70	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2500-1	109	ろ44-0	山林	0.5238	ｽｷﾞ	61						
3	藤枝市西方	2503	109	ろ49-0	山林	0.0568	ｽｷﾞ	61						
4	藤枝市西方	2504-1	109	ろ49-0	山林	0.4191	ｽｷﾞ	61						
5	藤枝市西方	2505	109	ろ49-0	山林	0.4595	ｽｷﾞ	61						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -19	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2548-2	109	ろ1-0	畑	0.0171	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2548-3	109	ろ1-0	畑	0.0013	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						
3	藤枝市西方	2548-4	109	ろ1-0	畑	0.0251	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						
4	藤枝市西方	2548-5	109	ろ1-0	畑	0.0016	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	51						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	西方1 (R05) -20	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 藤枝市長　北村正平	（所在地） 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	藤枝市西方	2480	109	ろ23-0	山林	0.1804	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	69	2023.9.1	2033.3.31	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、渓畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 2.森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理権が設定される場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1.時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2.相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。 尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。
2	藤枝市西方	2493	109	ろ33-0	山林	0.6674	ｽｷﾞ	86						
3	藤枝市西方	2516-1	109	ろ57-0	山林	0.4519	ｽｷﾞ	62						
4	藤枝市西方	2516-2	109	ろ57-0	山林	0.0485	ｽｷﾞ	62						
5	藤枝市西方	2545	109	ろ2-1	山林	0.0188	ｿﾉﾀｺｳﾖｳｼﾞｭ・ﾀｹ	0						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
										（該当なし）			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　（同上）　氏　名　藤枝市長　北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]　氏　名　[redacted]